

第4章 平成17年地域産業連関表の作成作業の概要

4-1 作成の経緯

産業連関表は、国民経済計算(SNA 統計)の重要な構成部分であり、国民所得統計では明らかにされない産業間の取引を明らかにし、その実態を表形式でとりまとめたものである。

日本の産業連関表は、通商産業省(現:経済産業省)と経済審議庁(昭和30年7月22日に経済企画庁に改称、現:内閣府)が昭和26年表をそれぞれ独自に作成したことから始まる。その後、統一的な産業連関表として行政管理庁(現:総務省)をはじめ通商産業省等の関係省庁の共同事業として昭和30年表を作成して以来、西暦の末尾0と5の年次を対象として5年毎に作成されており、平成17年表は11回目の表となる。

産業連関表は、経済構造を総体的に明らかにする基礎資料であるのみならず、経済の予測、経済計画の立案、開発・投資等の効果測定など、様々な分野で活用されている。

一方、これと平行して全国表では明らかにされない地域の経済・産業構造の実態を明らかにするとともに、地域経済計画、各種経済分析の有効な手段として、全国を9地域に分割した「地域産業連関表」を経済産業省と経済産業局の共同(昭和50年表より沖縄表を追加、昭和55年表より沖縄県が作成に参加)で作成してきた。昭和35年表を第1回として作成して以来、今回の平成17年表は10回目の表となる。

4-2 作成上の基本的事項

4-2-1 対象年次

平成17年(暦年)

4-2-2 対象地域

以下のとおり

地域区分	対象地域範囲(域内都道府県)	作成担当
北海道	北海道	北海道経済産業局
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	東北経済産業局
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡	関東経済産業局
中部	富山、石川、岐阜、愛知、三重	中部経済産業局
近畿	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	近畿経済産業局
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	中国経済産業局
四国	徳島、香川、愛媛、高知	四国経済産業局
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	九州経済産業局
沖縄	沖縄	内閣府沖縄総合事務局 沖縄県

4-2-3 部門分類

- (1) 部門分類は、原則として財・サービスを生産する「生産活動単位」による。すなわち、「事業所・企業統計調査」、「工業統計調査」等では、事業所を単位として分類され、同一事業所内で二つ以上の活動が行われている場合には、その主たる活動によって格付けされるが、地域表の部門分類では、同一事業所内で二つ以上の活動が行われている場合には、原則としてそれぞれの生産活動毎に分類する。いわゆるアクティビティベースの分類であり、商品分類に近い概念である。
- (2) 生産額(CT)の推計は、基本分類(行 519×列 406)である。
- (3) 統合分類は、「80 部門分類」、「53 部門分類」、「29 部門分類」、「12 部門分類」の4種類を作成した。
- (4) 全国表の基本分類と地域表の基本分類及び統合分類との対応は、以下のとおり。
- (5) 平成17年表より、地域産業連関表では、地域別での個々の企業(事業所)情報を保護する観点から秘匿を行い、行部門 404、列部門 350 に統合した「公表用基本分類」を公表することとした。

部門分類数の推移

	地域産業連関表						全国産業連関表	
	基本分類		統合部門分類		うち中間製品部門		基本分類	
	行	列			行	列	行	列
平成7年(1995年)表	300	282	100	46	1	1	519	403
平成12年(2000年)表	514	402	75	52	1	1	517	405
平成17年(2005年)表	519	406	80	53	1	1	520	407

4-2-4 評価方法

- (1) 取引活動は、原則として「発生主義」による価格評価である。
- (2) 生産額の価格評価は、「実際価格」に基づく「生産者価格」評価である。
- (3) 生産額及び取引額には、消費税が含まれている「グロス表示」である。
- (4) 輸出入の価格評価は、普通貿易の輸出は FOB 価格(本船渡し)の価格、輸入は CIF 価格(運賃・保険料を含む価格)の評価である。

4-2-5 輸移入の取り扱い

輸移入は、従来と同様「競争輸・移入型」で表章し、逆行列係数は、 $[I - (I - \hat{M} - \hat{N})A]^{-1}$ 型である。ただし、移入については、地域別の移出入が相手地域別に分割され、かつ移入と移出が相互に対応している「地域間競争移入型」となっている。つまり、近畿の関東からの移入は、関東から近畿への移出と一致している。

[記号の説明]

I : 単位行列	A : 投入係数行列
\hat{M} : 輸入係数対角行列	\hat{N} : 移入係数対角行列

4-2-6 屑・副産物の取り扱い

屑・副産物は、平成7年表までは原則として、屑・副産物の発生額を発生部門の列と競合

部門（屑・副産物と同種または類似品目の属する部門）の行との交点にマイナスで記録するマイナス投入方式（ストーン方式）を採用していたが、平成 12 年表では、近年の環境問題を考慮して「屑・副産物」そのものを含めた活動として「再生資源回収・加工処理」部門を新たに設定した。しかし、異なる「屑・副産物」を同一部門で扱っていることから、種々の「屑・副産物」がまとめて投入されるため、分析等から投入係数が安定しないこと、「屑・副産物」の取引が一括計上されているため各投入部門に産出された「屑・副産物」が具体的に特定できないといった問題から、平成 17 年表では、「屑・副産物」は「再生資源回収・加工処理」部門を迂回せず直接投入部門に産出し、「再生資源回収・加工処理」部門は回収・加工処理経費だけを計上する表形式を採用した。

よって、「屑・副産物」の発生と投入に関しては、平成 7 年表までと同様となり、「再生資源回収・加工処理」部門の回収・加工処理経費のみが各「屑・副産物」の投入に付随して産出されることになることから、生産額は平成 12 年表と比較すると「屑・副産物」の分だけ減少する。

4-2-7 取引額表及び逆行列係数表について

経済産業省が公表する地域産業連関表では、取引額表や逆行列係数を作成する際、以下 2 点の措置を施しているため注意されたい。

- (1) 地域内最終需要のうち、「生産者製品在庫純増」と「半製品・仕掛品在庫純増」は、本来、生産工場内にある在庫であるため、輸移入分は含まない。このため、輸移入係数を求める際、この分を考慮して逆行列係数表を作成している(上記 2 部門は自給率 100%としている)。
- (2) 屑・副産物のうち、「古紙」、「鉄屑」及び「非鉄金属屑」(金属屑)は、取引額表ベースで内生から除外してから逆行列係数を作成している。その他の屑・副産物については、分析する際の影響が小さいものとみなし、基本分類ベースで統合している。

これは「地域間表」を作成する際に交易係数等で支障をきたすための措置であり、地域内表などで簡易に分析する際は必ずしも上記の方法がとられているとは限らないため、注意を要する。

4 - 3 平成 17 年表の特徴と変更点

4-3-1 基本分類表の作成

平成 7 年表では、生産額の推計及び投入額・産出額の一次推計と一次調整は、全国基本分類表に準じて推計し、それ以降の地域間の投入・産出バランスの調整は、基本分類を統合した「統合基本分類」レベルで行っていたが、平成 12 年表からは、従前通り基本分類で投入・産出バランス調整を行い、基本分類表を作成しており、平成 17 年表も平成 12 年表に準じている。

4-3-2 全国表との関係

平成 7 年表までは、全ての取引額セルで 9 地域の合計が全国表と完全に一致するように整合をとっていた。この場合の全国整合は、単に全国産業連関表と一致させるだけでなく、中間製品などの地域産業連関表独自の部門・概念が全地域統一しているといった意味も含まれる。平成 12 年表からは、早期公表の観点からこの完全整合を行わず、各地域の推計値を優

先させたが、平成17年表は、一部のセルを除き(※)、9地域の合計が、地域産業連関表独自の概念を取り入れた全国の数値と完全に一致するように整合をとった。

※今回、全国表においては「2621-015 その他の普通鋼熱間圧延鋼材」、「2621-016 特殊鋼熱間圧延鋼材」の半製品の輸入額と貿易統計との整合が取れていないため、地域表においては独自の対応を取り貿易統計との整合を図った。よって、平成12年表とは異なった取扱いとなっている。

4-3-3 主な部門の変更

平成17年地域表（作業用基本分類）における平成12年表からの主な部門の変更状況は、次のとおり。

(1) 新設部門

① 3029-05,-051 真空装置・真空機器

日本標準産業分類の改定において、細分類「2668 真空装置・真空機器製造業」が新設されことに伴い、本部門を新設。平成12年表において「3019-01,-011 ポンプ及び圧縮機」、「3019-09,-099 その他の一般産業機械及び装置」、「3022-01,-011 化学機械」及び「3029-09,-099 その他の特殊産業用機械（除別掲）」の各部門に含まれていた各種の「真空装置・真空機器」を分割・特掲し、本部門に統合した。

② 7341-01,-011 インターネット附随サービス

日本標準産業分類の改定において、中分類「37 通信業」、「39 情報サービス業」のいずれにも分類し難い産業として中分類「40 インターネット附随サービス業」が新設されたことに伴い、本部門を新設。平成12年表の部門「7312-03,-031 その他の電気通信」のうち「サーバ・ホスティング・サービス」については本部門に統合した。

③ 8313-05,-051 社会福祉（産業）

保育所、居宅支援事業所等の経営が株式会社・有限会社等にも認められたことにより、「民営の社会福祉サービス提供者の活動」に関して本部門を新設した。

④ 8614-09,-099 その他の洗濯・理容・美容・浴場業

日本標準産業分類の改定において、従来の小分類「洗張・染物業」と「その他の洗濯・理容・浴場業」が統合され、小分類「829 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」が新設されたことに伴い、本部門を新設。平成12年表における「8619-01,-011 洗濯・洗張・染物業」のうち「洗張・染物業」分、「8619-03,-031 美容業」のうち「美顔術業、マニキュア業、ペディキュア業、ビューティードック」分を分割・特掲し、本部門に統合して表章した。

(2) 部門分割

① 古紙

「古紙」は「パルプ」部門に含まれた仮設部門であったが、他の屑仮設部門と表現を合わせるため、平成12年表の「1811-01 パルプ」から行部門「1811-012P 古紙」を分割し単独の屑仮設部門とするとともに、コードを「1811-021P 古紙」に変更した。

1811-01	パルプ	→	1811-01	パルプ
-011	パルプ		-011	パルプ
-012P	古紙	→	1811-021P	古紙

(3) 部門概念の変更

① 3921-01,-011 再生資源回収・加工処理

平成 12 年表から「屑・副産物」そのものを含めた活動として新たに導入した本部門について、利点・問題点の整理を行い、「屑・副産物」の表章形式、分析、作成基礎資料の観点から検討を行った。検討の結果、平成 17 年表では「屑・副産物」は本部門を迂回せず直接投入部門に産出し、本部門は回収・加工処理に要する経費のみ計上する部門として取り扱う。そのため、本部門の生産額は、平成 12 年表と比較すると、「屑・副産物」の分だけ減少している。

② 7311-01,-011 郵便・信書便

日本標準産業分類の改定において、従来の小分類「郵便業」が民間事業者の信書送達行為を含めた小分類「371 信書送達業」と信書送達以外の郵便業務である「781 郵便局」に再編されたことに伴い、これまでの「郵便」と新たに参入した「民間事業者による信書送達の活動」とを一つにまとめ、「郵便・信書便」とした。

③ 8519-04,-041 労働者派遣サービス

「労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律」等の改正（平成 16 年 3 月 1 日施行）に伴い、「労働者派遣サービス」の対象業務の範囲が拡大された。

(4) 部門統合

① 0711-01 石炭・原油・天然ガス

「石炭」の生産額の減少や政策的にも列部門を独立させておく意義がなくなったため、「原油・天然ガス」と列部門を統合した。

② 8611-02,-021 興行場（除別掲）・興行団

日本標準産業分類の改定において、従来の小分類「劇場・興行場」と「興行団」が小分類「842 興行場（別掲を除く）、興行団」に統合され、従来の区分による推計基礎資料の入手も不可能になったことに伴い、平成 12 年表の「8611-03,-031 劇場・興行場」と「8611-07,-071 興行団」を本部門に統合した。

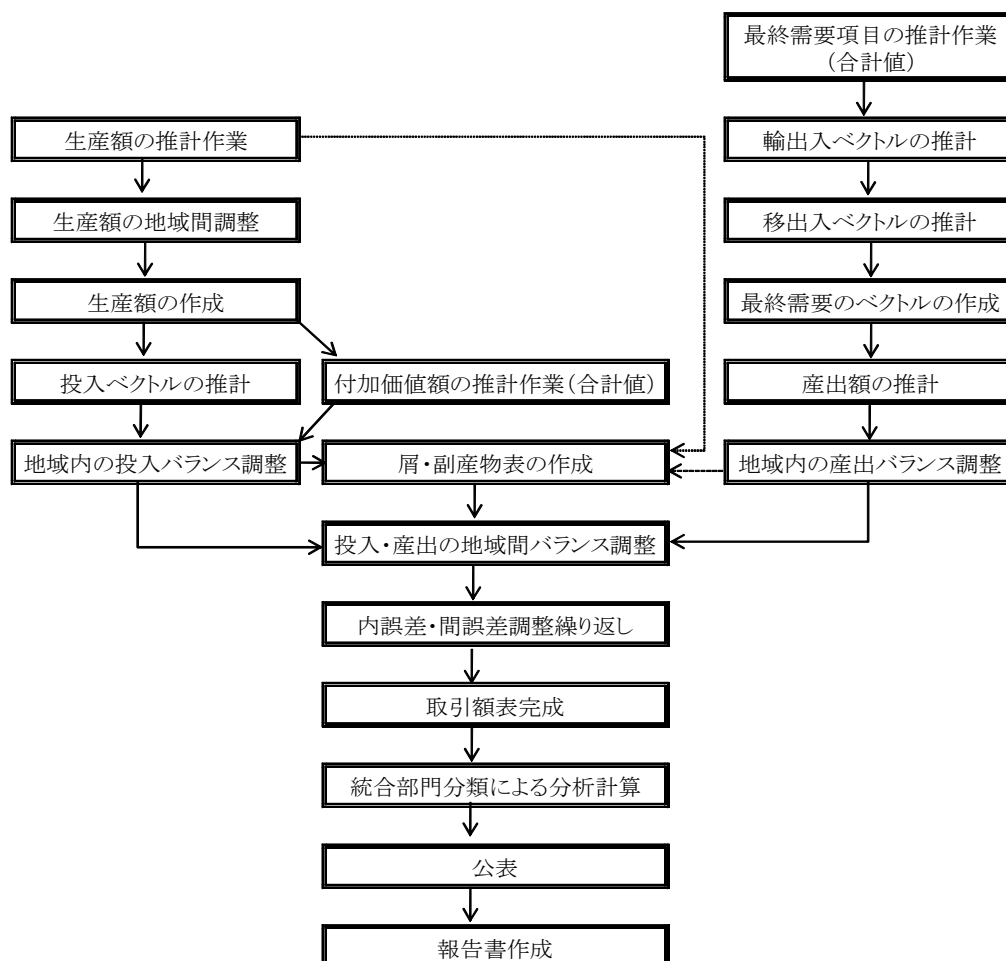
4-3-4 93SNA への対応

全国表では、平成 12 年表より、93SNA 対応から粗付加価値部門及び最終需要項目の「資本減耗引当（社会資本等減耗分）」や「中央及び地方政府の個別的及び集合的消費の社会資本等減耗分」が計上されたが、地域表では推計上の問題から平成 12 年、17 年表とも計上していない。

4 - 4 作成手順の概要

「平成 17 年地域産業連関表」の作成作業は、経済産業省経済産業政策局調査統計部、各経済産業局、内閣府沖縄総合事務局経済産業部及び沖縄県の共同作業として行い、年次別に以下の手順で作業を進めた。

平成 17 年地域産業連関表作成作業フロー



1. 平成 17 年度～18 年度にかけては、地域間の取引を把握するために「平成 17 年商品流通調査」を実施した。
2. 平成 18 年度は、「平成 17 年商品流通調査」の個票を審査し、集計を行った。また、「平成 17 年（2005 年）地域産業連関表作成基本方針（案）」を作成、検討した。
3. 平成 19 年度は、全国の「平成 17 年(2005 年)産業連関表作成基本要綱」の決定を受けて、「平成 17 年（2005 年）地域産業連関表作成基本要綱」を作成し、同時に、全国表（基本分類）の部門決定を受けて、「基本分類」を決定した。また、平成 17 年（2005 年）地域産業連関表作成基本要綱による「平成 17 年生産額推計方法」に基づいて全国表（基本表）の基本分類ベースで生産額の推計を行った。
4. 平成 20 年度から 21 年度にかけては、全国表（基本表）の基本分類ベースで生産額のチェック・修正と投入額及び産出額の一次推計を行った。また、最終需要額の推計、輸出入額の推計、移出入額の推計、地域別屑・副産物表の推計を全国表（基本表）の基本分類ベースで行った上で、投入側、産出側の双方向から最終的なバランス調整を行い、各種係数と分析計算を行い、報告書としてとりまとめた。

4 - 5 部門別の推計方法

4 - 5 - 1 地域内生産額

地域内生産額は、平成 17 年全国表の部門分類に従って細分化された約 3,600 品目のそれぞれについて、「平成 17 年生産額推計方法」に基づき出来る限り各地域共通の統一的な推計方法を取り、これを行 519 部門、列 406 部門に統合した。

推計方法は、財については、生産数量×単価、地域別生産数量の対全国比×全国生産額などによった。

また、地域別生産額の合計は、原則として全国表の生産額と合致するように調整している。本報告書で用いている「全国」の数値は、「地域の積み上げ値」（以下、「地域計」という）である。

(1) 利用した主な資料

- ① 農 林 水 産 業…生産農業所得統計、野菜生産出荷統計、作物統計、耕地及び作付面積統計、農林水産省統計、農林業センサス、畜産物流統計、林業統計要覧、生産林業所得統計、特用林産基礎資料、漁業・養殖業生産統計、漁業センサス ほか
- ② 鉱 業…本邦鉱業のすう勢、採石統計年報、採石業者の業務状況に関する報告書の集計結果 ほか
- ③ 製 造 業…生産動態統計、工業統計、牛乳・乳製品統計、砂糖統計年鑑、缶詰時報、水産物流通統計、木材需給報告書 ほか
- ④ 建 設…建築統計、道路統計、建設工事受注動態統計調査報告、建設総合統計 ほか
- ⑤ 電 力 ・ ガ ス…電気事業便覧、ガス事業年報、熱供給事業便覧 ほか
- ⑥ 運 輸…旅客地域流動調査、鉄道輸送統計、陸運統計要覧、港湾統計、数字でみる航空、航空輸送統計 ほか
- ⑦ サービス・他…サービス業基本統計、特定サービス産業実態調査報告書、学校基本調査報告書、地方教育費調査、今日の私学財政、医療施設調査病院報告、介護保険事業状況報告書、労働者派遣事業報告 ほか

(2) 地域内生産額の対象範囲

我が国における全国表の生産範囲は、「国内概念」であり、領土内において行われた生産活動に限定されている。すなわち、我が国の領土内にある外国公館、駐留軍及び国際機関を除き、日本の在外公館を含める。また、企業が外国で行った生産活動を除き、外国籍企業の在日支店、代理店等が行った生産活動を含む範囲である。

地域表でも全国表の「国内概念」に準じ、以下のような「地域内概念」をとる。

一般的に、鉱工業の生産活動は特定地域に所在する事業所内において行われるので、その事業所の生産額を計上すればよい。しかし、農林水産業、建設業、商業、運輸、通信やサービスなどは、事業所の所在地にかかわらず地理的な境界線を越えて、他の地域で生産活動を行うことが多く、さらに資料上の制約から、実際には生産「地域」をめぐるさまざまな概念が混在している。

以下は、特に地域表での生産額の対象範囲を整理したものである。

- 漁業の生産額は、実際に漁を行っている海上ではなく、水揚げした市場において計上する。
- 貨物輸送の生産額は、輸送活動をしている道路や鉄道上に計上するのではなく、貨物を集荷した事業所の所在地に、その売上げを計上する（事業所主義）。
- 一方、鉄道旅客輸送は、貨物輸送のような「事業所主義」をとらない。地域内における「輸送旅客数×走行キロメートル」の合計で事業収入を案分したものを地域の生産額とする。したがって、この場合は、鉄道線路上に生産額を計上するという概念である。
- さらに、建設は、建設会社の所在地ではなく建設活動を行っている現場に生産額を計上する（属地主義）。したがって、極端な場合、建設会社がほとんどない地域であっても大きな建設の生産額が計上される。このような場合には、単純に雇用分析ができないので注意する必要がある。

また、特殊なものとしては、アメリカにある日本大使館等のように、外国に所在する日本の在外公館は東京に格付けるものとする。

なお、政府や民間非営利団体が提供する財・サービスのように必ずしも生産原価が完全には回収されない価格又は無料で提供される財・サービスの生産額は、原則として生産に必要な経費の積み上げをもって計上する。

(3) 地域内生産額の価格評価

地域内生産額の価格評価の具体的な事例は、次の通りである。

- ① 製造工業製品等は、生産者出荷価格で評価する。生産者価格(※)とは、本社や営業所の経費や利潤配当分を含むいわゆる企業の工場出荷価格に相当する。
※生産者から最終消費者に至るまでの間に計上される、卸・小売マージン分や運送業者マージン分（商業マージン、運輸マージン）を含んだ価格を「購入者価格」といい、購入者価格からそれらのマージン分を除いたものを「生産者価格」という。
- ② 製造小売業の生産活動は、製造活動と小売活動を分離し、それぞれ該当する部門の地域内生産額に計上される。
- ③ 中古品は、取引マージンのみが「コスト商業」として商業部門に計上される。
- ④ 事業所の区画が明確にならない産業、例えば、林業、漁業、砂利採取業等の生産品については、生産地に最も近い市場における価格で評価される。
- ⑤ 土地の取引に関しては、仲介手数料や造成・改良費のみが計上される。
※土地そのものは「概念上」中古品の扱いとなるため含めない。
- ⑥ 間接税のうち、財の生産段階で課せられる税は、直接の納税者である生産部門の生産額に含め、流通段階で課せられる税は、商業の生産額に含める（ただし、軽油取引税については、同一行程で生産される他の石油製品との関係を考慮し、特にこれを生産段階での課税として処理する）。
- ⑦ 自家生産・自家消費品の生産者価格評価は、市中の製品価格を基準とする。
- ⑧ 半製品・仕掛品の在庫増減についての価格評価は、原則として年初と年末の平均価格による。
- ⑨ サービスは、サービスの提供を受けるものが負担する価格で評価し、生産者価格と購入者価格が同額となる。

⑩ 金融・保険、住宅賃貸料（帰属家賃）等の部門の生産額の評価は、帰属計算による（後述 4-7 その他注意を要する部門・概念の解説 を参照）。

⑪ 政府サービス生産者と対家計民間非営利サービス生産者の生産額の評価は、原則としてその経費の総額による（後述 4-7 その他注意を要する部門・概念の解説 を参照）。

(4) 特殊な扱いをする部門

① 中間製品の扱い

平成 17 年表では、平成 12 年表と同様に「熱間圧延鋼半製品」は中間製品として部門を計上、「砂糖」については生産額の 10 桁細品目で粗糖（国産原料）としてのてんさい糖、かんしゃ糖を計上した。したがって、この中間製品として計上されている分だけ全国表と比較して生産額が大きくなっている。

② コスト運賃及びコスト商業

地域表では、全国表にはない移出入による財の取引額が計上されていないにもかかわらず、単に運賃・商業マージンの移出入額のみが計上されている場合がある。例えば、A 地域で生産した商品を B 地域の家計が消費し、その輸送と販売者（商業者）がそれ以外の C 地域の事業者であるような場合、当該 B 地域の家計消費支出には、その商品と運輸・商業マージンが計上され、商品は A 地域からの移入として計上されるのに対し、運輸・商業マージンは、C 地域からの移入となる。一方、C 地域からみると、何ら財の移出がないのに運輸・商業マージンのみが B 地域の家計消費支出に移出されることになる。このようなことが地域表では実際に生じることから一般的にコスト運賃及びコスト商業のような取り扱いを行う必要がある。しかし、これらの値を実際に推計することは困難であるため、推計はそれぞれの地域の生産額から、地域内需要で取引された運輸・商業マージンに、輸移出の際に生じた運輸・商業マージンを加えた差分をコスト運賃・コスト商業として扱い、移出入に計上している。そのため、地域によっては非常に運輸・商業の移出入が大きい場合があるが、これは、全国表でみれば財の移動に伴う運輸・商業マージンであるが、ある地域からみればコスト的な扱いの運輸・商業マージンが計上されているためであるといえる。

③ 仮設部門

地域表では、全国表にある「自家輸送（旅客自動車）」や「自家輸送（貨物自動車）」の自家輸送部門は設けていないため、この分の生産額だけ全国表の生産額より小さくなる（後述 4-7 その他注意を要する部門・概念の解説 を参照）。

4-5-2 投入・産出額

(1) 投入額

推計の基礎となる資料が少ないことから、平成 17 年全国表の投入係数の平成 12 年全国表からの変化率を平成 12 年の地域表の投入係数に乗じて試算投入係数表とし、事前に求めた生産額を乗じて投入額（試算値）とした。

次に、主要原材料及び付加価値について、鉱工業投入調査、農林水産省生産費調査、経済産業省生産動態統計調査、工業統計調査などの資料を用いて修正を加え、更に基本分類の生産額において構成品目が著しく異なる部門については、品目別生産額の構成を考慮して投入額の修正を行った。

(2) 産出額

投入額推計同様に資料が極めて少ないため、一部の部門について需給調査などを利用して推計したが、投入側の数値が信頼できるものについては、そのまま採用した。

(3) 「再生資源回収・加工処理」部門の投入・産出額推計

平成 12 年表から新設された部門であるが、部門の特殊性から別途、全国表の付帯表にある「屑・副産物発生及び投入表」を地域表でも作成し、「再生資源回収・加工処理」の投入額を推計した(後述 4-6 「再生資源回収・加工処理」部門及び屑副産物の推計 を参照)。

4-5-3 最終需要額推計

(1) 家計外消費支出

家計外消費支出は、行部門の「宿泊・日当」、「交際費」、「福利厚生費」から構成され、最終需要部門では、財・サービス別の消費支出を示している。

推計は、財・サービスごとに「宿泊・日当」、「交際費」、「福利厚生費」のどの部門が対応するか検討した上でコンバータを作成し、財・サービスごとに全国値を対応部門の構成比に応じて配分した。その値を対応する 7 桁生産額の地域別構成比で地域配分した。

(2) 民間消費支出

民間消費支出は「家計消費支出」と「対家計民間非営利団体消費支出」から構成される。

① 家計消費支出

まず地域ごとに県民経済計算の家計消費支出を積上げ、その対全国比を求め全国表の家計消費支出総額にその比率を乗じることによって、一次的な地域別家計消費総額を求めた。それを全国の家計消費ベクトルの構成比や、家計調査年報の二人以上の世帯及び単身世帯等の世帯の形態別補正情報を使って地域別家計消費ベクトルを推計した。

② 対家計民間非営利団体消費支出

部門分類表中の非営利部門(★付きのもの)の地域別生産額の対全国比で分割した。

(3) 政府消費支出

政府消費支出は、「中央」と「地方」から成り、各々「集合的消費支出」と「個別的消費支出」から構成されている。

「集合的消費支出」： 外交・警察など社会全体に対するサービス

「個別的消費支出」： 教育・保健など個人に対するサービス

「中央」の推計は、当該需要を代表できる系列で分割をした。「地方」の推計は、「平成 17 年度都道府県決算状況調」、「平成 17 年度市町村別決算状況調」により、目的別歳出内訳を地域別に集計し、目的別の地域構成比を求めて全国値を案分した。なお、「集合的消費支出」や「個別的消費支出」は目的別歳出内訳からそれぞれの消費支出にわけることができる。

(4) 地域内総固定資本形成

固定資本形成は、「公的」と「民間」から成る。耐用年数が 1 年以上で単価が 10 万円以上のいわゆる資本財については、建設部門がその建設活動の中間材として購入した場合(建設迂回)、鋼船に組込まれた機械(造船迂回)や自衛隊が購入した武器等を除き、内生部門の取引額として計上せず、すべて最終需要部門の「地域内総固定資本形成」に計上される。

① 設備投資額の推計

「公的」の推計は、当該需要を代表できる系列で産業ごとに分割し、「民間」の推計は、「工業統計組替表」、「サービス業基本統計組替表」、「ガス事業会計規則に基づく報告」、「設備別工事資金実績」などから産業毎に推計を行った。

② 固定資本マトリックスの利用

全国表の固定資本マトリックスの各品目の産業別産出額に地域別産業別設備投資額の対全国比率を乗じて地域別産出額を求め、これを品目ごとに加算した。

③ ベクトルの補正作業

10桁CTの資本形成に該当する資産の増加分などを利用し補正作業を行った。

(5) 在庫純増

在庫純増は、以下の4つの項目から構成される。なお、輸移入された商品の在庫は「流通在庫純増」もしくは「原材料在庫純増」に計上される。

① 生産者製品在庫純増

生産者製品在庫純増は、生産額の推計方法に応じて生産動態統計調査及び工業統計表等から推計した。

② 半製品・仕掛品在庫純増

育成成長分については、該当する10桁生産額がある部門はそれを利用し、育成成長分以外については、10桁生産額中の半製品・仕掛品の数値を計上した。

③ 流通在庫純増

各地域の部門別地域内需要額（中間需要＋地域内最終需要計）をその全地域合計で除した地域別構成比で全国表の品目別流通在庫純増を分割し、一次推計値とした。

④ 原材料在庫純増

各地域の部門別地域内需要額をその全地域合計で除した地域別構成比で、全国表の品目別原材料在庫純増を分割し、一次推計値とした。

(6) 輸出入

輸出入は、「普通貿易」、「特殊貿易」、「直接購入」から構成され、輸出はプラス計上、輸入はマイナス計上される。また、輸出入には、再輸出入品は含まれず、書画、骨董品等の中古品についてはマージン相当額のみが計上される（後述4-7 その他注意を要する部門・概念の解説を参照）。

① 輸出（普通貿易）

「生産動態統計調査」及び「商品流通調査」などを参考に推計した。

なお、参考値として貿易統計を税関別に組み替え、更に地域別に集計するが、必ずしも税関のある地域で輸出入された製品が、その地域内で生産・消費されたものとは限らないため、その利用は一部の地域や財に限られる。

② 輸入（普通貿易）、関税及び輸入品商品税

各地域の部門別地域内需要額をその全地域合計で除した地域別構成比で、全国表の値を分割した。

輸出同様、参考値として貿易統計の税関別組替表を利用したが、輸入された港のある地域で全て消費されるとは限らないため、その利用は一部の地域や財に限られる。

③ 輸出入（特殊貿易・直接購入）

輸出については、米国国防総省調達情報や訪日外客人調査などを利用し、輸入については、船舶航空機統計や出入国管理統計などの案分指標を利用し、対全国比で分割した。

(7) 移出入

移出入は地域表独自のものであり、国内における地域間の財・サービスの取引をいう。移出はプラス、移入はマイナス計上される（後述 4-7 その他注意を要する部門・概念の解説を参照）。

農林水産部門は、食肉流通統計、牛乳乳製品統計などにより、鉱工業部門は、商品流通調査、貨物地域流動調査などにより、また、サービス部門は、地域外旅行者経費、府県相互間輸送人員表、本社・営業所経費などを使って一次推計値とし、産出バランスを考慮して調整した。

4-5-4 粗付加価値額推計

粗付加価値部門は、「家計外消費支出」、「雇用者所得」、「営業余剰」、「資本減耗引当」、「間接税」及び「補助金」の各項目から構成される。一次推計値は平成 12 年の各地域の粗付加価値項目ごとの付加価値係数に平成 17 年全国表の付加価値係数の対平成 12 年変化率を乗じて求める。

(1) 家計外消費支出

家計外消費支出は、「宿泊・日当」、「交際費」及び「福利厚生費」から構成され、粗付加価値部門では生産部門別の支出額を示している。

(2) 雇用者所得

雇用者所得とは、従業者のうち有給役員、常用労働者、臨時・日雇労働者に対応する所得(賃金・俸給(給料)・社会保険料(雇用主負担)及びその他の給与及び手当)をいい、個人事業主や家族従業者の所得は営業余剰に含める。

なお、現物の給与には通勤定期、給与住宅の差額家賃などが入るが、福利厚生施設などの経費については、現物給与ではあるものの家計外消費支出として扱う。

推計値の作成には、「国勢調査」、「事業所・企業統計」、「工業統計」等を用いて地域別従業者数と整合のある雇用者所得を計算するが、それらに加え本社・営業所経費の移出入による費用負担が発生するため、その整合をはかりつつバランスをとった。

(3) 営業余剰

粗付加価値から、「家計外消費支出」、「雇用者所得」、「資本減耗引当」、「純間接税(間接税-経常補助金)」を控除して残った分をいう。

営業余剰は、各産業部門の営業利潤、支払利子等から成り、営業外収入（受取利子や受取配当）は含まれない。個人業主や無給の家族従業者等の所得は営業余剰に計上され、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者には、営業余剰がない。

(4) 資本減耗引当

資本減耗引当は、減価償却費と資本偶発損からなり、減価償却費は、固定資本の摩耗と損傷に対するものであり、資本偶発損は、火災、風水害、事故などによる不慮の損失に対するものである。

その対象範囲は、「地域内総固定資本形成」の範囲であるが、一般道路その他の公共施設

の社会資本の減価償却は計上されない。

(5) 間接税（除く関税・輸入品商品税）

間接税には、次のものが計上されている。ただし「関税」と「輸入品商品税」は粗付加価値部門の間接税には含めず、最終需要の控除項目として計上している。

国 税：消費税、酒税、たばこ税、揮発油（ガソリン）税、自動車重量税等

地 方 税：事業税、地方たばこ税、特別地方消費税、固定資産税等

税外負担：各種手数料等

固定資産税は、工場用地や企業の償却資産だけでなく、家屋や住宅用地にも課せられるが、これらに課せられる固定資産税の全額を間接税として扱っている。

(6) 経常補助金

経常補助金には、法令上又は予算上、常に補助金と呼ばれるとは限らず、補給金、負担金、奨励金、交付金、助成金、給付金等の名称のものもある。なお、食糧管理特別会計の一般会計からの繰入れは経常補助金とみなす。

公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰入れも経常補助金に含まれる。対家計民間非営利サービス生産者及び政府サービス生産者が経常補助金を受け取ることはない。

推計は、県民経済計算の補助金と同じ範囲とする。

4-5-5 消費税の扱い

地域内生産額並びに内生部門、最終需要部門及び粗付加価値部門の取引額は、原則として消費税込みの価格で評価した、グロス表示である。

4 - 6 「再生資源回収・加工処理」部門及び屑・副産物の推計

平成12年全国産業連関表から、「再生資源回収・加工処理（3921-01、3921-011）」の部門が新設され、地域表についても全国表同様に部門を設定することとした。全国表の「再生資源回収・加工処理（3921-01、3921-011）」の作業は、屑・副産物に付加された特殊コードのデータを基に推計している。しかし、地域表では、従来から屑・副産物については全国表のように特殊コードを設けて作業を行っていなかったため、全国表と同様の推計方法を用いるために「地域別の屑・副産物表」を作成し、「再生資源回収・加工処理」の推計を行った。

平成17年全国産業連関表では、「再生資源回収・加工処理」部門は回収・加工経費のみを計上することに変更したため、経費は運賃マージンと同様に屑・副産物に付随して産出されることになった。地域表においてもそれに準じることとした。

平成12年及び平成17年の全国表と地域表における関係は第1図のとおり。

第1図 屑・副産物の表章

平成12年表の屑・副産物の表章 <全国表>

	石油化学 基礎製品	アンモ ニア	再生 資源	生産額
LPG 副産物LPG	▲ 100	150	100	150
再生資源	120		(回収・加工経費) 5	120
雇用者所得			15	
生産額	800	1000	120	

<地域表>

	石油化学 基礎製品	アンモ ニア	再生 資源	生産額
*LPG	▲ 100	150	100	150
再生資源	120		(回収・加工経費) 5	120
雇用者所得			15	
生産額	800	1000	120	

*LPGは副産物との合算値

平成17年表の屑・副産物の表章 <全国表>

	石油化学 基礎製品	アンモ ニア	再生 資源	生産額
LPG 副産物LPG	▲ 100	150 100		150
再生資源	20		(回収・加工経費) 5	20
雇用者所得			15	
生産額	800	1000	20	

<地域表(作業用)>

	石油化学 基礎製品	アンモ ニア	再生 資源	生産額
LPG 副産物LPG	▲ 100	150 100		150
再生資源	20		(回収・加工経費) 5	20
雇用者所得			15	
生産額	800	1000	20	

<地域表(公表用)>

	石油化学 基礎製品	アンモ ニア	再生 資源	生産額
*LPG	▲ 100	250	LPG 150 副産物LPG 100	150
再生資源	20		(回収・加工経費) 5	20
雇用者所得			15	
生産額	800	1000	20	

*LPGは副産物との合算値

(1) 地域別の「屑・副産物表」を作成するための「第一次屑・副産物表」の作成

平成 12 年地域表において、「屑・副産物表」を作成しているの、これを平成 17 年表の定義に合わせて変更した。

公表時には屑・副産物を競合部門に統合して公表したが、作業用の部門統合前の「屑・副産物表」が「屑・副産物」と「回収・加工経費」に分けられているので、これを利用して加工した。

第 2 図 屑・副産物の発生及び投入表 [平成 12 年、関東地域]

(金額単位:百万円)

競合部門(行)	発生部門(列)			投入部門(列)			特殊 符号		
	符号・名称	符号	名称(屑・副産物品目)	発生額	符号	名称		投入額	再生品 投入額
0116-093 綿花(輸入)	1511-01	紡績糸(落綿)	△	103					3
	9411-10	(控除)輸入(普通貿易)(落綿)	△	120					3
	9414-00	(控除)輸入品商品税(落綿)	△	6					3
					1511-01	紡績糸	167	183	2
					1519-09	その他の繊維工業製品	36	40	2
				9211-10	輸出(普通貿易)	25	25	2	
				9213-00	調整項	1	1	2	
		計	△	229		計	229	249	
0121-091 羊毛	1511-01	紡績糸(毛屑)	△	9					3
	9411-10	(控除)輸入(普通貿易)(毛屑)	△	26					3
	9414-00	(控除)輸入品商品税(毛屑)	△	1					3
					1511-01	紡績糸	23	24	2
					1519-09	その他の繊維工業製品	13	14	2
				9211-10	輸出(普通貿易)	0	0	2	
				9213-00	調整項	0	0	2	
		計	△	36		計	36	38	

1) 屑・副産物の投入・発生額の加工

平成 12 年表の地域表では、上記表が付帯表としてとりまとめられているため、これを加工した。発生についてはそのまま発生部門から、投入については、平成 12 年表では、発生した屑・副産物が一旦「再生資源回収・加工処理」部門に投入され、それに「回収・加工経費」を加えて「再生資源回収・加工処理」部門として各産業に産出されていたが、平成 17 年表では、これを平成 7 年表と同様に屑・副産物そのものを発生部門から該当する財・サービスへ直接投入されている。

第 3 図 屑・副産物の投入・発生額

(①屑・副産物の発生・投入額の処理)

	石油化学 基礎製品	アンモ ニア	再生 資源	生産額
LPG		150		
副産物LPG	▲ 100	100		
再生資源				
生産額	800	1000		

2) 再生資源回収・加工処理部門の生産額の推計

再生資源回収・加工処理部門の[列ベクトル]は、屑・副産物の投入額を除外して作成した。また、[行ベクトル]は、再生品投入額－投入額(第2図参照)の値で投入する列部門に付随して作成した。

その際「屑・副産物表」から屑・副産物の投入に対する回収・加工経費率を求め、各地域で投入すべき屑・副産物に乗じて回収経費額を求めて回収・加工経費の生産額を求めた。

(2) 地域別の「再生資源回収・加工経費」ベクトルの作成

上記(1)で作成した第一次屑・副産物表は、平成17年表の定義に合わせてはいるものの、データは平成12年表のものであることから、全国の屑・副産物表の投入係数の平成12年表から平成17年表の変化率を乗じて求め、暫定屑・副産物表の推計を行った。

輸移出・輸移入、家計・投資からの発生については、競合部門とのバランスや実態を把握することで計数調整していった。

第4図 第一次屑・副産物の推計

(②再生資源回収・加工処理部門 [列])

	石油化学 基礎製品	アンモ ニア	再生 資源	生産額
LPG		150		
副産物LPG	▲ 100	100	0	
再生資源		(回収・加工経費)	5	
			15	
生産額	800	1000	20	

(③再生資源回収・加工処理部門 [行])

	石油化学 基礎製品	アンモ ニア	再生 資源	生産額
LPG		150		
副産物LPG	▲ 100	100	0	
再生資源		20 (回収・加工経費)	5	20
			15	
生産額	800	1000	20	

4 - 7 その他注意を要する部門・概念の解説

4 - 7 - 1 帰属計算部門

「帰属計算」とは、見かけ上の取引活動は行われていないが、実質的な効用が発生し、その効用を受けている者が現に存在している場合において、その効用を市場価格で評価し、発生させている部門の生産額として計算することをいう。地域産業連関表で取り扱う帰属計算部門は以下の3部門であり、その産出先は、効用を受けている部門である。

(1) 狭義の金融部門

金融部門の活動は、次の二つに大別される。

- ・ 預貯金の管理、受付及び融資業務……………金融（帰属利子）部門
 - ・ 金融証券の発行、引受け、信託及び信用保証等の業務……………金融（手数料）部門
- このうち、前者の金融（帰属利子）部門について、帰属計算を行う。

金融（帰属利子）部門の地域内生産額は、

$$\text{帰属利子} = \text{貸付金に対する受取利子} - \text{預貯金に対する支払利子}$$

として計算される。

帰属利子の産出先については、産業連関表の中間需要部門である各産業部門であり、貸出残高に応じて配分される。

金融機関は、預金の流動性を変化させて、より長期の資金として貸付け先に供給し、企業に対して融資のルートと資金の集中を確保する等のサービス活動を行っていることから、帰属利子の効用は主として貸付け先（資金需要者）が享受しているものと考えられるためである。ただし、住宅ローンは、家計が所有する住宅はすべて帰属家賃による帰属計算が行われるため、住宅の所有者は、内生部門の「住宅賃貸料」部門として扱われる。このため、家計の住宅ローンに関する貸出残高に応じた帰属利子が「住宅賃貸料」に計上されることとなる。

なお、帰属利子は内生部門にだけ産出され、自動車ローンや教育ローン等家計への貸出残高であっても、家計への産出を計上しない。

(2) 生命保険及び損害保険

生命保険及び損害保険の部門は、

$$(\text{受取保険料} + \text{資産運用益}) - (\text{支払保険金} + \text{準備金純増})$$

で計算される帰属保険サービスを生産しているものとして扱う。その産出先は、生命保険については、全額が家計消費支出であり、損害保険については、家計消費支出のほか、内生部門に対しても産出される。

(3) 持家及び給与住宅に係る住宅賃貸料

国民経済計算（SNA 統計）では、実際には家賃の支払いを伴わない持家住宅や給与住宅についても、通常の借家と同様、家賃を支払って借りて住んでいるものとみなす扱いをしている。

持家住宅及び給与住宅における家賃を市中の粗賃貸料で評価し、「住宅賃貸料」部門の生産額として帰属計算し、原則として全額を家計に産出しているが、介護保険を利用した住宅改修費の産出は例外を設けている。

4-7-2 仮設部門

産業連関表の内生部門の各部門は、アクティビティに基づき設定されるが、その中には、独立した一つの産業部門とは考えられないものがいくつか含まれている。これらは、取引基本表を作成する上での便宜や利用目的を考慮して設けられたものであり、「仮設部門」として表章されている。仮設部門には、全国表基本分類コードの末尾に「P」という識別符号を付して区別している（後述第7章 7-4 部門分類表を参照）

4-7-3 使用者主義と所有者主義

(1) 使用者主義と所有者主義の概念

物品賃貸業が扱う生産設備に係る経常費用等の取扱いについては、「使用者主義」と「所有者主義」の二通りの方法がある。

「使用者主義」は、所有者が誰であるのか、経費を直接負担したのが誰であるのかを問わず、その生産設備等を使用した部門にその経費等を計上するという考え方である。このため、賃貸業者から賃借を受けた生産設備については、その使用部門が賃借料に相当する維持補修費、減価償却費及び純賃借料（粗賃借料から維持補修費と減価償却費を控除したもの）を当該部門の経費又は営業余剰（純賃借料部分）として計上することとなる。したがって、賃貸部門は部門として成り立たない。

一方、「所有者主義」は、実態に即しその生産設備を所有する部門にその経費等を計上するという考え方であり、賃貸部門を立てる。所有者主義では、物品賃貸料収入の総額が物品賃貸部門の生産額となり、各生産部門は物品賃貸料（支払）を物品賃貸部門からの中間投入として計上することとなる。

(2) 分析上のメリット・デメリット

従来全国の産業連関表においては、「使用者主義」を原則としてきた。これは、産業連関表がアクティビティベースによる部門設定を基本とし、各部門別の付加価値もそのようなベースでとらえようとしたことにある。この扱いによって、生産と生産のための資本が一体として扱われるようになるとともに、投入係数の安定性も増大するという利点があった。

しかし、生産設備の中には、その大部分がレンタル又はリースによって設置される場合があり、また、産業全体に占める物品賃貸業のウェイト増大などの実情に鑑み、産業連関表において部門を設定し、生産額及び粗付加価値を計上する必要が生じてきた。

(3) 全国表、地域表での扱い

昭和60年表までは、日本標準産業分類における物品賃貸業のうち、「電子計算機・同関連機器賃貸業」、「事務用機械器具（除電算機等）賃貸業」、「貸自動車業」の3部門と「不動産賃貸業」については「所有者主義」により推計し、その他の「各種物品賃貸業」及び「産業用機械器具賃貸業」に該当する範囲は「使用者主義」により推計してきた。

しかし、平成2年表からは、前述のとおり物品賃貸業のウェイトの高まりに伴い、これを独立部門としてとらえる必要があること、一方、「使用者主義」による推計は、基礎統計の現状からみて非常に困難であることなどから、物品賃貸業を全面的に「所有者主義」で扱うこととした。

また、ファイナンシャル・リースの取扱いについては、日本では所有権移転外ファイナ

ンシャル・リースが主流であり、その会計処理は通常の賃貸借取引に係る方法が大勢を占めていることから、物品賃貸業の活動として扱い、そのリース対象物件も「所有者主義」で計上される。

4-7-4 政府及び対家計民間非営利団体の活動

「政府活動」等は、「生産活動主体分類」によって、①産業（のうち「公的企業」）、②対家計民間非営利サービス生産者、③政府サービス生産者の活動に大別される。しかし、②及び③については一般の産業と比べて、その活動の基本原理が異なる等のため、特殊な扱いが行われている。

- ・政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の地域内生産額は、経費総額をもって計測されるため、営業余剰は計上されない。
- ・産出先は、当該部門のサービス活動に対して産業又は家計から支払われた料金相当額をその負担部門（つまり、料金を支払った産業又は家計）に計上し、残りの額を当該部門の「中央政府集合的消費支出」、「中央政府個別的消費支出」、「地方政府集合的消費支出」、「地方政府個別的消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。

4-7-5 分類不明

(1) 分類不明の意味

「分類不明」は、一般的にいずれの部門にも属さない取引活動をひとまとめにして計上するためのものであるが、産業連関表では、このような意味合いのほか、行及び列部門の推計上の残差の集積部門としての役割をも持たせている。

(2) 産業連関表における二面等価調整と分類不明

行及び列部門の推計上の残差には、内生部門の残差と外生部門の残差の両方が含まれるが、産業連関表では「分類不明」を内生部門として位置付け、「分類不明」の行計と「分類不明」の列計の不一致、つまり最終的な全体誤差を「営業余剰」の行と「分類不明」の列の交点で調整している。

4-7-6 輸出入

1国を対象とした全国表では、「通関ベースの輸出入＝国内生産又は消費」として計上されるが、地域表においては、輸出を計上する地域は、その輸出品が生産された地域であって通関された地域ではない。したがって、近畿で生産されたものが東京港から輸出された場合には、関東に計上するのではなく近畿の輸出として計上する。また、輸入も通関された地域に計上するのではなく、それが消費された地域に計上する。

なお、生産者製品在庫純増、半製品・仕掛品在庫純増には輸入分を含まない。

したがって、非競争輸入型表へ展開するときには、生産者製品在庫純増、半製品・仕掛品在庫純増を除いて輸入率を求める必要があるため、それら列ベクトルに輸入率を乗じてはならない。

4-7-7 地域表独自の概念 (1) 移出入

- ① 移出は輸出と同様に、生産地域で計上し、移入も輸入と同様に消費地域で計上する。

なお、輸出と移出の合計が「生産額－生産者製品在庫純増－半製品・仕掛品在庫純増」を超えてはならず、また移入と輸入の合計が「地域内需要－生産者製品在庫純増－半製品・仕掛品在庫純増」を超えてはならない。

対家計民間非営利サービス生産者(★印)や政府サービス生産者(★★印)に格付けられた個別消費に該当する部門の産出推計にあたり、これらの部門の移出入は家計消費において生じるので、自地域の家計消費支出の額以上に他地域から移入されることはあり得ない。例えば、埼玉県に居住する者が東京都に所在する国立大学に通った場合、学校教育(国公立)を東京都から埼玉県へ移出することになるが、当然この額は、埼玉県の家計消費支出における学校教育(国公立)の額を超えることはない。

② 地域外通勤者、旅行者の移出入

一般的に、地域表では粗付加価値側である生産勘定は地域内概念、最終需要側の家計消費は地域民概念の推計になっている。全国表の場合は、それらの調整を輸出入の直接購入で行っているが、地域表では直接購入に該当する部門がないため、それらも含めて移出入額の中に取り込んで推計する。

③ 本社・営業所等経費の移出入

地域表では本社部門を設けないため、本社・営業所等における経費については、本社・営業所等のある地域は移出、それら以外の地域は移入するものとする。なお、本社・営業所等に勤務する従業員の雇用者所得や家計外消費についても、同様の扱いとする(次項を参照)。

4-7-8 地域表独自の概念 (2) 本社営業所等の活動経費

全国表では、本社・営業所等の経費は国内にある限り、製品コストの一部として構成されるため、たとえ異なる地域にあっても問題とならないが、地域表では問題が生じる。地域で見ると、生産事業所のある地域と本社のある地域が異なっている場合が多く、取り扱いに注意が必要である。

地域表における生産額は、その多くが、「生産数量×単価」として推計され、それぞれ生産工場の所在地において計上される。

企業は、各工場の生産物を販売することによって生産活動に必要な全ての経費を賄っており、当該工場所在地に計上された「生産額」の中(正確には単価)には、それを生産するための原材料や燃料など工場の諸経費だけではなく、本社・営業所等経費、つまり狭義には総務・企画・営業部門、広義には研究開発費、販売費、交際費、本社における広告費などを含む全ての経費が含まれている。したがって、工場と本社・営業所等が同一地域なら問題ないが、それぞれ異なる地域に所在している場合の取り扱いが問題となる。

本社・営業所等経費の取り扱いについて、地域表では様々な方法が考えられるが、平成17年表では平成12年表と同様に本社・営業所等経費を財・サーヒス別に移入して投入する方法を採用した。

上記採用方法について自動車部門を例に、全国で100の自動車の生産があり、それを地域別にみたとき、A地域は自動車の生産事業所のみあり、そこでの生産は80、B地域はその本社があり、本社では管理・販売活動として20の生産を行っているとした場合で考える。

〈自動車部門の工場及び本社営業所活動例〉

地域内訳	合計	A地域	B地域
		工場所在の 生産地域	経費のみ発生の 本社・営業所等地域
投入内訳			
原材料費	55	50	5
粗付加価値	45	30	15
生産額	100	80	20

「本社・営業所等経費を財・サービス別に移入して投入する方法」は、本社・営業所等が他地域にあっても、架空的に自動車を生産している地域に本社・営業所等も存在しているものとみなして推計する方法である。

つまり、自動車を生産しているA地域の生産額を100、本社・営業所等地域の生産額を0とし、生産事業所の投入パターンに本社・営業所等部門の投入パターンを付加したものをA地域の生産事業所の投入とするものである。

一方、本社・営業所等のあるB地域は本社・営業所等で使用する財・サービス等の原材料費及び粗付加価値を直接移出する方法である。

A地域 工場所在の生産地域

	自動車部門	消費	投資	輸出入	移出入	生産額
自動車部門	55	(100)			▲5	100
粗付加価値	45				▲15	
生産額	100				▲20	

B地域 経費のみ発生の本社・営業所等地域

	自動車部門	消費	投資	輸出入	移出入	生産額
自動車部門				5		0
粗付加価値				15		
生産額	0			20		

この方法では、本社・営業所等の諸経費を財・サービス及び粗付加価値ごとに工場経費と合わせて工場所在地に計上する。

つまり、工場所在地の投入額には、その地域に所在しない本社・営業所等の諸経費と一緒に

なって計上されており、例えば、雇用者所得も工場従業者のみならず本社・営業所等の従業者分も含まれている。

他方、本社・営業所等所在地には、本社・営業所等の活動に係る経費の積み上げである「生産額」がいったい計上されず、ただ工場所在地への移出ベクトルに本社・営業所等の諸経費が財・サービス及び粗付加価値ごとに計上されるのみである。これら本社・営業所等に係る財・サービス及び粗付加価値について、工場所在地は本社・営業所等所在地から「本社サービス」として移入し、本社・営業所等所在地は同サービスを工場所在地へ移出することによってバランスをとる。

この方法は、アクティビティごとの投入構造を正確にとらえており、地域間の比較に優れていることから地域間表に適しており、地域間表の作成を念頭に置いた地域(内)表の作成においても採用しているものの、工場が使用していない財・サービス及び粗付加価値まで工場所在地に計上されることから、工場所在地域では投入・産出ともに過大評価になり、逆に本社・営業所等所在地域ではその分過小評価になる。そのため、域内 GDP の推計等においては、第 4 象限に記載されることになる粗付加価値の移出入分を考慮する必要がある。

4-7-9 地域表独自の概念 (3) 受委託加工費

製造業では事業所が自ら生産を行っている場合と委託を受けて生産を行っている場合がある。

受託加工生産とは、単なる「受注生産」、「下請生産」のことではなく、あくまで主要原材料の支給を受けて請負う生産であって、製造業一般に広く行われている。

これらの事業所は全国表であれば問題はないものの、地域表においてはそれぞれの生産額をどのように扱うかが大きな問題となる。

生産を委託する事業所と受託した事業所が異なった地域にある場合、移出入として地域間取引が成立する。したがって、この場合も先述した本社・営業所等の取り扱い同様に特殊な取り扱いが必要になる。

一般に受・委託加工は生産工程の一部について行われる場合が多く、その加工程度も様々なため、加工段階ごとに生産額として把握することは困難である。また資料上もすべての加工工程を終了した完成品の段階で、委託をした地域の生産として計上されている場合が多い。

本来、計上すべき対象は受・委託の関係で動いたすべての財・サービスであり、それについて注意を払う必要がある。しかし、現実には資料の制約上そこまで推計することは難しい。

そこで、実際の推計においては加工賃に注目し、これに見合う財・サービスの地域間取引が行われたものとして推計する。そのため、地域表では、その取り扱いとして様々な方法が考えられるが、平成 17 年表では平成 12 年表と同様に受託地域の生産には計上せず、委託地域が委託加工賃に見合う財・サービスを受託地域から移入して消費する方法を採用した。

上記採用方法について、織物部門を例に、全国で 100 の織物の生産があり、それを地域別にみたとき、A 地域にある事業所では 100 の織物のうち 60 を生産した上、さらに B 地域の生産事業所にも委託し、原材料として 25 を渡し、加工賃として 15 を B 地域の事業所に支払ったと仮定した場合で考える。

〈織物部門の受・委託例〉

地域内訳 投入内訳	合計	A地域	B地域
		委託生産地域	受託生産地域
原材料費	65	40	5
支給原材料 (A→B)	—	—	20
粗付加価値	35	20	15
生産額	100	60	40

「受託地域の生産には計上せず、委託地域が委託加工賃に見合う財・サービスを受託地域から移入して消費する方法」は、受託地の生産活動が架空的に委託地において行われたものとして処理する方法である。すなわち、受託地の織物部門の加工賃受取額を、委託地の織物部門に含め、これに見合う分の投入(原材料等)を、受託地から財・サービス及び粗付加価値別に移入して消費する。

この場合、受託地では、賃加工受取額を織物部門の生産に含めず、これに見合う財・サービス及び粗付加価値別(賃加工分の生産に必要な投入分)に委託地へ移出したものと扱う。

A地域 委託生産地域

	織物部門	消費費	投資資	輸出入	移出入	生産額
織物部門	65	(100)			▲25	100
粗付加価値	35				▲15	
生産額	100				▲40	

B地域 受託生産地域

	織物部門	消費費	投資資	輸出入	移出入	生産額
織物部門					25	0
粗付加価値					15	
生産額	0				40	

なお、製造業者間の受・委託は、原材料及び製品の輸送コストを考慮すると、比較的近接した場所で行われるものであり、地域の概念が広がれば広がるほど、その地域の範囲内で行われることが多くなるので、委託側の地域≒受託側の地域とみなすこともできる。

4 - 8 地域産業連関表と県民経済計算の関係

地域産業連関表と県民経済計算は、双方とも都道府県という行政区域を単位として、一定期間における経済活動の成果を計測するものである。

県民経済計算は、県内あるいは県民の経済循環と構造を生産・分配・支出等各方面にわたりマクロ的に把握することにより、県経済の実態を体系的に明らかにするものである。

これに対し、産業連関表は、県民経済計算では考慮していない商品別中間生産物の取引を詳細に捉えることに視点を置いている。

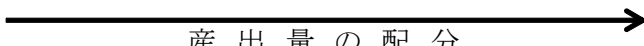

また、産業間の生産技術的な連結を明示的に捉えるため、各部門間の取引は経常的な財・サービスの取引に限られ、所得の受払いや金融収支に関する取引は除かれている。

このように両者はその対象を同じくしているが、統計として基本的な性格に違いがある。

もともと県民経済計算の計数と産業連関表の外生部門（粗付加価値及び最終需要）の計数とは、同じ県民経済の循環を捉えたものであり、本来一致すべきものであるが、産業連関表と県民経済計算はそれぞれ独自の概念規定があり、そのままの形では完全には一致しない。大まかな対応関係は、次のとおりである。

※ただし、ここで比較しているのは平成12年基準の県民経済計算及び平成12年の地域産業連関表である。

産業連関表と県民経済計算の大まかな対応関係

		 産出量の配分		(生産額)
 投入量の配分	中間生産物の流れ (県民経済計算では部門別には捨像)		最終需要	
			最終需要中間計 (県内総生産(支出側))	
	粗付加価値 (県内総生産側)	(県民所得) (県民純生産)		
	資本減耗引当 (固定資本減耗)			
	間接税－経常補助金 (生産・輸入品に課される税 (控除)補助金)			
生産額(産出額)				

注：()内が県民経済計算にほぼ対応する部分。県内としてあるのは、地域産業連関表が域内概念をとっているため、これに準じたもので、県民所得に若干の概念調整を施せば地域産業連関表と一致する。県民経済計算では、生産及び支出を県内概念、分配を県民概念で捉えている。

産業連関表と県民経済計算の項目別の大きな対応は次のとおりである。

産業連関表と県民経済計算の項目別の大きな対応

産業連関表	調整項目	県民経済計算
$\boxed{\text{最終需要計}} = \left[\begin{array}{l} \text{家計外消費} \\ + \text{民間消費} \\ + \text{政府消費} \\ + \text{民間固定資本形成} \\ + \text{公的固定資本形成} \\ + \text{在庫純増} \\ + \text{輸移出} \end{array} \right]$	$\begin{array}{l} - \text{輸移入} \\ - \text{家計外消費} \end{array}$	$\div \boxed{\text{県内総生産 (支出側)}}$
$\boxed{\text{粗付加価値計}} = \left[\begin{array}{l} \text{家計外消費} \\ + \text{雇用者所得} \\ + \text{営業余剰} \\ + \text{資本減耗引当} \\ + \text{間接税} \\ - \text{経常補助金} \end{array} \right]$	$- \text{家計外消費}$	$\div \boxed{\text{県内総生産 (生産側)}}$
$\boxed{\text{県内生産額}} = \left[\begin{array}{l} \text{中間投入計} \\ + \text{粗付加価値計} \end{array} \right]$ $= \left[\begin{array}{l} \text{中間需要計} \\ + \text{最終需要計} \\ - \text{輸移入} \end{array} \right]$		$\div \boxed{\text{生産者価格表示の産出額}}$

主な相違点は次のとおりである。

- (1) 作成作業の対象期間は、県民経済計算は会計年度であるが、産業連関表は暦年。
- (2) 部門分類は、県民経済計算では事業所ベースで分類しているのに対し、産業連関表ではアクティビティベースで分類している。
- (3) 対象地域は、県民経済計算では県経済を把握するため県内概念（属地主義）と県民概念（属人主義）で捉えているのに対し、産業連関表は県内概念（属地主義）である。
- (4) 産業連関表は家計外消費支出を粗付加価値及び最終需要の一部として計上しているが、県民経済計算は中間取引の一部としており粗付加価値、最終需要には計上しない。
- (5) 県民経済計算体系における県内概念とは、県という行政区域内での経済活動を、たずさわった者の居住地に係わりなく把握するのに対して、県民概念は県内居住者の経済活動を、生産地域に係わりなく把握するものである。なおここでいう居住者には、個人のみならず法人企業、政府機関等も含まれる。

なお、平成12年以降は国民経済計算及び全国表とも社会資本の資本減耗引当を計上するとともに、県民経済計算でも計上している。しかし、平成17年地域表では、平成12年表と同様に社会資本減耗を計上しないことから、全国表と乖離が生じ、県民経済計算とも乖離することとなり、単純には比較が出来ないことになる。